

令和7年 第7回 福岡市選挙管理委員会

4月7日（月） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（西区選挙区）の結果について
- ② 指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者の推薦について
- ③ 市長と市選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について
- ④ 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和7年4月21日（月） 午前10時30分
- ・ 令和7年5月7日（水） 午前10時30分
- ・ 令和7年5月20日（火） 午前10時30分

報告事項1 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙(西区選挙区)の結果について

投票速報

結了

〔福岡県知事選挙〕

	当日有権者数			投票者総数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東 区	125,207	136,575	261,782	37,791	46,155	83,946	30.18	33.79	32.07
博多区	96,500	105,592	202,092	24,097	29,765	53,862	24.97	28.19	26.65
中央区	73,369	94,944	168,313	21,613	30,460	52,073	29.46	32.08	30.94
南 区	99,721	117,938	217,659	29,995	38,821	68,816	30.08	32.92	31.62
城南区	48,817	56,135	104,952	15,794	20,351	36,145	32.35	36.25	34.44
早良区	83,182	97,149	180,331	26,909	34,081	60,990	32.35	35.08	33.82
西 区	78,831	90,296	169,127	26,375	32,001	58,376	33.46	35.44	34.52
市 計	605,627	698,629	1,304,256	182,574	231,634	414,208	30.15	33.16	31.76

過去の投票率(%)	
県知事選挙 (R3.4.11) 結了	市議選挙 (R5.4.9) 結了
29.25	37.23
23.72	30.87
28.02	33.86
28.65	37.65
31.06	39.74
31.11	40.92
30.40	39.12
28.71	36.85

※ 投票者総数には、期日前投票者数及び不在者投票者数を含む。

投 票 速 報

結 了										過去の投票率 (%)	
〔福岡県議会議員補欠選挙〕										県議選挙 (R3.4.11) 結了	県議選挙 (R5.4.9) 結了
	当日有権者数			投票者総数			投票率 (%)				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
東 区											37.26
博多区											30.90
中央区											33.88
南区											37.68
城南区											39.75
早良区											40.93
西区	78,831	90,296	169,127	24,969	30,091	55,060	31.67	33.32	32.56	無投票	39.13
市 計	78,831	90,296	169,127	24,969	30,091	55,060	31.67	33.32	32.56		36.88

※ 投票者総数には、期日前投票者数及び不在者投票者数を含む。

【 全市 結了 】

開票率 (%)		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
届出 順位	所属党派	候補者氏名	東 区 (結了)	博多区 (結了)	中央区 (結了)	南 区 (結了)	城南区 (結了)	早良区 (結了)	西 区 (結了)	市 計 (全市結了)
1	無所属	吉 田 幸 一 郎	14,280	10,504	11,177	13,336	6,191	10,509	9,626	75,623
2	無所属	はっとり 誠 太 郎	64,838	39,943	38,353	51,981	27,965	47,157	45,678	315,915
3	無所属	藤 丸 貴 裕	2,342	1,222	879	1,268	881	1,135	1,122	8,849
4	お金をみんなへ シン独立党	し ん ど う 伸 夫	1,518	1,470	965	1,386	639	1,459	1,183	8,620
この欄は開票結了時のみ記載	ア 得票総数		82,978	53,139	51,374	67,971	35,676	60,260	57,609	409,007
	イ あん分の際切り捨てた票数		0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ いずれの候補者にも属しない票数		0	0	0	0	0	0	0	0
	エ 有効投票数 (ア+イ+ウ)		82,978	53,139	51,374	67,971	35,676	60,260	57,609	409,007
	オ 無効投票数		972	723	698	845	468	730	767	5,203
	カ 投票総数 (エ+オ)		83,950	53,862	52,072	68,816	36,144	60,990	58,376	414,210
	キ 持ち帰り・不受理・その他		-4	0	1	0	1	0	0	-2
	ク 投票者総数 (カ+キ)		83,946	53,862	52,073	68,816	36,145	60,990	58,376	414,208
開票結了時刻			23時03分	22時57分	22時50分	22時51分	22時35分	23時04分	22時59分	23時04分

令和7年3月23日執行
福岡県議会議員補欠選挙（西区選挙区）

【 西区選挙区 終了 】

開票率（％）	100.00%	100.00%
--------	---------	---------

届出 順位	所属党派	候補者氏名	西 区 (終了)	市 計 (全市終了)
1	立憲民主党	吉 岡 れ い 子	27,552	27,552
2	無所属	田 中 だ い じ	24,290	24,290
	ア 得票総数		51,842	51,842
この 欄は 開票 終了 時に のみ 記載	イ あん分の際切り捨てた票数		0	0
	ウ いずれの候補者にも属しない票数		0	0
	エ 有効投票数（ア＋イ＋ウ）		51,842	51,842
	オ 無効投票数		3,218	3,218
	カ 投票総数（エ＋オ）		55,060	55,060
	キ 持ち帰り・不受理・その他		0	0
	ク 投票者総数（カ＋キ）		55,060	55,060

開票終了時刻	22時46分	22時46分
--------	--------	--------

令和7年3月23日執行

福岡県知事選挙・福岡県議会議員補欠選挙

結 了 時 刻 送 信 票

【投票終了時刻】

区 名	県知事	県議補選
東 区	21 : 06	
博 多 区	20 : 57	
中 央 区	21 : 00	
南 区	21 : 01	
城 南 区	21 : 24	
早 良 区	21 : 00	
西 区	21 : 03	21 : 05
全 市	21 : 24	21 : 05

【開票終了時刻】

区 名	県知事	県議補選
東 区	23 : 03	
博 多 区	22 : 57	
中 央 区	22 : 50	
南 区	22 : 51	
城 南 区	22 : 35	
早 良 区	23 : 04	
西 区	22 : 59	22 : 46
全 市	23 : 04	22 : 46

※ 終了の時刻は、区選挙管理委員会が市選挙管理委員会へファックス送信する直前の時刻である。

福岡市選挙管理委員会事務局選挙課

報告事項 2

指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者の推薦について

令和7年度指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者について、指定都市選挙管理委員会連合会表彰規程及び同施行細則、並びに福岡市・区表彰推薦基準に基づき、次の者を推薦する。

1 被推薦者（3人）

職 名	氏 名	略 歴
福岡市選挙管理委員会 庶務係長	本岡 昭彦	福岡市選挙管理委員会書記 H27.10.1～H30.4.1 福岡市選挙管理委員会庶務係長 R3.4.1～R7.3.31
中央区選挙管理委員会 事務局長	浦瀬 直樹	城南区選挙管理委員会書記 H4.11.6～H8.4.19 中央区選挙管理委員会事務局長 R4.4.1～現在
早良区選挙管理委員会 書記	古川 恵美	博多区選挙管理委員会書記 H27.4.23～H30.4.16 早良区選挙管理委員会書記 R4.4.1～現在

2 被表彰者の決定

市選挙管理委員会から推薦があった者について、通常会議（令和7年5月、名古屋市にて開催予定）で議決を得て決定する。

○指定都市選挙管理委員会連合会表彰規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この規程は、選挙管理事務に関する表彰並びに感謝状の贈呈(以下「表彰等」という。)について、必要事項を定めるものとする。

（被表彰者等の推薦）

第2条 表彰等は選挙管理委員会の委員若しくは職員として、次の各号の一に該当する者で市選挙管理委員会の推薦があつた者につき、通常会議の議を経て、これを行う。

- （1） 選挙管理委員で特に功労があり、他の範とするにたる者。
- （2） 選挙管理委員会の職員で精励よく選挙事務を遂行しまたは有益な研究を遂げ、他の範とするにたる者。
- （3） 市選挙管理委員会の委員又は職員で指定都市選挙管理委員会連合会の運営について特に功績のあつた者。

2 前項の表彰等は、毎年予算の範囲内で行う。

（表彰等の方法）

第3条 表彰等は、毎年一回通常会議において、表彰状並びに感謝状を贈呈して行う。

（委 任）

第4条 この規程の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

○指定都市選挙管理委員会連合会表彰施行細則（抜粋）

（趣 旨）

第1条 指定都市選挙管理委員会連合会の行う表彰並びに感謝状の贈呈(以下「表彰等」という。)については、指定都市選挙管理委員会連合会表彰規程(昭和40年11月18日施行、以下「規程」という。)の定めるもののほかこの細則の定めるところによる。

（表彰等の範囲）

第2条 表彰等は、次の各号に該当する者につきこれを行う。

- (1) 表彰は、市・区選挙管理委員会の委員又は職員として永年その職にあって規程第2条に該当する者。
- (2) 感謝状の贈呈は、市選挙管理委員会の委員又は職員として規程第2条に該当する者。

（表彰等の数）

第3条 表彰等の数は、毎年1市につき3人以内とする。ただし規程第2条第3号に該当する者についてはこの限りでない。

（表彰等の推薦）

第4条 市選挙管理委員会の委員長は毎年4月1日現在で、表彰等該当者の職、氏名、年令、委員会関係の略歴、勤続年数、功績の内容を記載した推薦調書を作成し、同月15日までに会長に提出するものとする。

（表彰等の決定）

第5条 会長は、前条の推薦調書の提出があったときは、次の通常会議に諮り、表彰等を決定するものとする。

（表彰等の実施）

第6条 表彰等は、前条の通常会議においてこれを行うものとする。

- 2 表彰等は、表彰状または感謝状を当該市選挙管理委員会を経て贈呈する。

○福岡市・区 表彰推薦基準（内規）

（１）委員については、在任期間が７年以上の者。

期間は、複数の在任又は在職期間を有する場合は通算し、暦の１月に満たないものは切り捨てるものとする。（以下期間について同じ）

（２）職員については、在職期間が５年以上の者。

（３）在任及び在職期間が同じである場合は、役職期間の長短による。

（４）役職期間が同一である場合は、年令の高低、及び退職の可能性の有無。

（５）隔年毎に委員と職員を交互に推薦する。

ただし、委員または職員の表彰の数が３名に満たないときは、他方から推薦する。

（６）（５）ただし書によっても充足しない場合は、本則に戻り、在任又は在職期間の長い者順に推薦していくこととする。

（７） 削除

（８）過去の受賞者をのぞき、表彰される年度の前年度に在任又は在職していた者を対象とする。

報告事項 3

令和 7 年 4 月 7 日

福岡市選挙管理委員会委員各位

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎

市長と市選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2
及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市選挙管理委員会規程（昭和 47 年福岡市選挙管理委員会規程第 1 号）第 14 条第 1 項
第 4 号の規定により、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議を市長と行ったことにつ
いて、福岡市区選挙管理委員会規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（参考条文）

福岡市選挙管理委員会規程

（委員長の担任意務）

第14条 委員長の担任する事務は法令で定めるもの及び委員会において定める規程において
別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 書記その他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。
- (4) 自治法第180条の 2 の規定による協議
- (5) 自治法第180条の 3 の規定による協議
- (6) 自治法第180条の 4 第 2 項の規定による協議
- (7) 自治法第180条の 7 の規定による協議
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

2 委員長は、前項第 4 号から第 7 号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議におい
てこれを委員会に報告しなければならない。

総組第 101 号
令和 7 年 3 月 13 日

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎 様

福岡市長 高島 宗一郎
(総務企画局人事部組織定数課)

市長と市選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の
2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部改正について

期日前投票所設置に係る契約事務の増加に伴い、標記協議の一部を下記のとおり改正
することについて協議します。

記

第 1 条第 1 項第 1 号中「掲げるもの」の次に「。ただし、区委員会の所掌に係る事
項に関する契約に関する事務においては、市委員会で総合的な調整を要するものに限
る。」を加える。

附 則

この協議は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

市長と市選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について(昭和50年福岡市
総人第2017号)新旧対照表

旧	新	備考
○市長と市選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について 昭和50年4月25日 総人第2017号 地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。 記 (市選挙管理委員会事務局長の補助執行事項) 第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を市選挙管理委員会事務局長(以下「市事務局長」という。)に補助執行させる。 (1) 市委員会及び区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち次に掲げるもの ア・イ (略)	○市長と市選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について 昭和50年4月25日 総人第2017号 地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。 記 (市選挙管理委員会事務局長の補助執行事項) 第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を市選挙管理委員会事務局長(以下「市事務局長」という。)に補助執行させる。 (1) 市委員会及び区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち次に掲げるもの。<u>ただし、区委員会の所掌に係る事項に関する契約に</u> <u>関する事務においては、市委員会で総合的な調</u> <u>整を要するものに限る。</u> ア・イ (略)	

(2) (3) (略) 2・3 (略) (総務企画局長の補助執行事項) 第2条 (略) 附 則 1 この協議は、昭和50年5月1日から効力を生ずるものとする。 2 この協議により定められた補助執行事項に係る市長と市委員会との間の従前の協議は、廃止する。 附 則 この協議は、昭和51年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、昭和52年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、昭和53年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、昭和54年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、昭和58年4月1日から効力を生ずるものとする。	(2) (3) (略) 2・3 (略) (総務企画局長の補助執行事項) 第2条 (略) 附 則 1 この協議は、昭和50年5月1日から効力を生ずるものとする。 2 この協議により定められた補助執行事項に係る市長と市委員会との間の従前の協議は、廃止する。 附 則 この協議は、昭和51年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、昭和52年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、昭和53年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、昭和54年4月1日から効力を生ずるものとする。 附 則 この協議は、昭和58年4月1日から効力を生ずるものとする。
---	---

附 則 この協議は、昭和63年10月 1 日から効力を生ずるものとする。	附 則 この協議は、昭和63年10月 1 日から効力を生ずるものとする。
附 則 この協議は、平成 3 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。	附 則 この協議は、平成 3 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。
附 則 この協議は、平成 3 年10月 1 日から効力を生ずるものとする。	附 則 この協議は、平成 3 年10月 1 日から効力を生ずるものとする。
附 則 この協議は、平成 9 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。	附 則 この協議は、平成 9 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。
附 則 この協議は、平成12年10月 1 日から効力を生ずるものとする。	附 則 この協議は、平成12年10月 1 日から効力を生ずるものとする。
附 則 この協議は、平成13年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。	附 則 この協議は、平成13年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。
附 則 この協議は、平成14年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。	附 則 この協議は、平成14年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。
附 則 この協議は、平成14年 7 月 1 日から効力を生ずるものとする。	附 則 この協議は、平成14年 7 月 1 日から効力を生ずるものとする。

この協議は、平成16年4月1日から効力を生ずるものとする。	この協議は、平成16年4月1日から効力を生ずるものとする。
附 則	附 則
この協議は、平成17年10月1日から効力を生ずるものとする。	この協議は、平成17年10月1日から効力を生ずるものとする。
附 則	附 則
この協議は、平成19年4月1日から効力を生ずるものとする。	この協議は、平成19年4月1日から効力を生ずるものとする。
附 則	附 則
この協議は、平成20年10月1日から効力を生ずるものとする。	この協議は、平成20年10月1日から効力を生ずるものとする。
附 則	附 則
この協議は、平成22年4月1日から効力を生ずるものとする。	この協議は、平成22年4月1日から効力を生ずるものとする。
附 則(平成27年3月24日総行政第84号)	附 則(平成27年3月24日総行政第84号)
この協議は、平成27年4月1日から効力を生ずるものとする。	この協議は、平成27年4月1日から効力を生ずるものとする。
附 則(令和5年3月30日選第715号)	附 則(令和5年3月30日選第715号)
この協議は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。	この協議は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。
	附 則(令和7年3月13日総組第101号)
	この協議は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

○市長と市選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

昭和50年4月25日

総人第2017号

地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。

記

(市選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を市選挙管理委員会事務局長(以下「市事務局長」という。)に補助執行させる。

(1) 市委員会及び区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち次に掲げるもの。ただし、区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務においては、市委員会で総合的な調整を要するものに限る。

ア 福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第4項契約課の分掌事務第1号から第4号までに掲げるもの以外の契約に関すること。

イ 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において本庁舎において事務进行处理している各所管課(契約課を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市委員会及び区委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行(区役所に令達した予算の執行を除く。)及び物品の管理に関すること。

(3) 市委員会及び区委員会の所掌に係る事項に関する会計の監督に関すること。

2 前項の事務进行处理するにあつては、市事務局長は市長室長の例により行

うものとする。

- 3 市事務局長は、第 1 項の事務を福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第 7 号)の例により、市委員会の事務を補助する職員に補助執行させることができるものとする。

(平成27総行政84・一部改正)

(総務企画局長の補助執行事項)

第 2 条 市委員会は、次に掲げる市委員会の権限に属する事務を総務企画局長に補助執行させる。

- (1) 職員の研修の実施に関すること(福岡市職員研修規程(昭和51年福岡市達甲第 4 号)に定める研修。ただし、職場研修及び自主研修は除く。)
- (2) 職員の健康診断の実施に関すること(福岡市職員安全衛生規則(昭和48年福岡市規則第54号)第38条第 1 項及び第 2 項に定める項目に限る。)
- (3) 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第 3 号)に基づく公開請求書の受付に関すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関すること。
- (5) 職員の昇給に関すること。
- (6) 職員の各種手当の受給資格の認定に関すること。
- (7) 退職者の給与金の支給認定に関すること。
- (8) 所得税法等の規定に基づき徴収した所得税等の支払いに関すること。

(令和 5 選715・一部改正)

附 則

- 1 この協議は、昭和50年 5 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 2 この協議により定められた補助執行事項に係る市長と市委員会との間の従前の協議は、廃止する。

附 則

この協議は、昭和51年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和52年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和53年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和54年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和58年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和63年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成3年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成3年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成9年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成12年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成14年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成14年7月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成16年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成17年10月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成19年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成20年10月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成22年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成27年 3 月24日総行政第84号)

この協議は、平成27年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則(令和 5 年 3 月30日選第715号)

この協議は、令和 5 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

附 則(令和 7 年 3 月13日総組第101号)

この協議は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

選第 375 号
令和 7 年 3 月 23 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(総務企画局人事部組織定数課)

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎

市長と市選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2
及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部改正について（回答）

記

令和 7 年 3 月 13 日付総組第 101 号により協議のあった標記のことについては、協議
内容のとおり同意します。

報告事項 4 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について

総行選第23号

令和7年4月2日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

今国会において成立をみた「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第19号。以下「第19号改正法」という。）及び「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第20号。以下「第20号改正法」という。）が本日公布され、第19号改正法については公布の日から起算して1月を経過した日（令和7年5月2日）から、第20号改正法については令和8年1月1日から施行されます。

第19号改正法による公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正は、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずることを目的として行われました。

第20号改正法による公職選挙法の改正は、令和4年12月と令和5年4月に行われた衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の自由討議を基に、令和5年6月にとりまとめられた「選挙運動等のあり方に関する報告書」において、「公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目」として挙げられたもののうち、選挙運動に関する規格の簡素化等を図るための措置を講ずることを目的として行われました。

貴職におかれましては、第19号改正法及び第20号改正法の内容を十分御理解いただくとともに、これらによる改正後の公職選挙法の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長

に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、第 20 号改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第 1 ポスターの品位保持等に関する事項

- 1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設（第 19 号改正法による改正後の公職選挙法第 144 条の 4 の 2 関係）
 - (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないものとされたこと。
 - (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないものとされたこと。
- 2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設
ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100 万円以下の罰金に処するものとされたこと。（第 19 号改正法による改正後の公職選挙法第 235 条の 3 第 2 項関係）

第 2 選挙運動に関する規格の簡素化等に関する事項

- 1 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化
公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満とするものとされたこと。（第 20 号改正法による改正後の公職選挙法第 141 条第 1 項及び第 6 項関係）
- 2 公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一
公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「5 号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ 42cm、幅 40cm 以内とするものとされたこと。これに伴い、個人演説

会告知用ポスターを廃止するものとされたこと。（第 20 号改正法による改正後の公職選挙法第 143 条第 1 項及び第 13 項関係）

第 3 施行期日等に関する事項

1 施行期日

- (1) 第 1 については、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行するものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 1 項関係）
- (2) 第 2 については、令和 8 年 1 月 1 日から施行するものとされたこと。（第 20 号改正法附則第 1 条関係）

2 適用区分

- (1) 第 1 の事項に係る規定は、第 19 号改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第 19 号改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 2 項関係）
- (2) 第 2 の事項に係る規定は、第 20 号改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第 20 号改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（第 20 号改正法附則第 2 条関係）

3 検討

選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 3 項関係）

以上